

「令和3年9月30日までの上乗せ分」の算定対象となる報酬について

【前提事項】

- ① 「令和3年9月30日までの上乗せ分」の算定対象とする基本報酬について、基本報酬と加減算の報酬を合成サービスコード（1つのサービスコード）で定義している報酬を対象とした場合、サービス毎に以下表「■サービス種類別「令和3年9月30日までの上乗せ分」の算定対象」の報酬が対象となる。
なお、単独のサービスコードで定義している各加減算（特定事業所加算、特別地域加算、同一建物減算、身体拘束廃止未実施減算 等）については、「令和3年9月30日までの上乗せ分」の対象外となる。
- ② 基本報酬に係るその他の加減算（特定事業所加算、特別地域加算、同一建物減算）の計算対象に、「令和3年9月30日までの上乗せ分」を含める。
- ③ 処遇改善加算、処遇改善特別加算、特定処遇改善加算の計算対象に、「令和3年9月30日までの上乗せ分」を含める。

■サービス種類別「令和3年9月30日までの上乗せ分」の算定対象

No	サービス種類	「令和3年9月30日までの上乗せ分」の算定対象（算定構造ベース）
1	居宅介護	<p>基本部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「イ 居宅における身体介護」～「ホ 通院等乗降介助」 <p>※以下注書きの加減算含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎研修課程修了者等により行われる場合 ・重度訪問介護研修修了者により行われる場合 ・2人の居宅介護従業者による場合 ・夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合 ・初任者研修課程修了者が作成した居宅介護計画に基づき提供する場合
2	重度訪問介護	<p>基本部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「イ ロ以外の障害者に提供した場合」～「ロ 病院等に入院又は入所中の障害者に提供した場合」 <p>※以下注書きの加減算含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者等の場合 ・障害支援区分6に該当する者の場合 ・2人の重度訪問介護従業者による場合 ・夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合 ・90日以上利用減算
3	同行援護	<p>基本部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「イ 30分未満」～「ト 3時間以上」 <p>※以下注書きの加減算含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎研修課程修了者等により行われる場合 ・盲ろう者向け通訳・介助員により行われる場合 ・2人の同行援護従業者による場合 ・夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合 ・盲ろう者に対して盲ろう者向け通訳・介助員が支援を行う場合 ・障害支援区分3に該当する者の場合 ・障害支援区分4以上に該当する者の場合
4	行動援護	<p>基本部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「イ 30分未満」～「タ 7時間30分以上」 <p>※以下注書きの加減算含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援計画シート等が未作成の場合 ・2人の行動援護従業者による場合
5	療養介護	<p>基本部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「イ 療養介護サービス費」～「ロ 経過的療養介護サービス費」 <p>※以下注書きの加減算含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の場合 ・利用者の数が利用定員を超える場合 ・看護職員又は生活支援員の員数が基準に満たない場合 ・サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合 ・療養介護計画が作成されない場合
6	生活介護	<p>基本部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「イ 生活介護サービス費」～「ハ 基準該当生活介護サービス費」 <p>※以下注書きの加減算含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の場合 ・利用者の数が利用定員を超える場合 ・看護職員、理学療法士若しくは作業療法士又は生活支援員の員数が基準に満たない場合 ・サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合 ・生活介護計画等が作成されない場合 ・開所時間減算 ・短時間利用減算 ・定員81人以上の事業所の場合 ・医師配置が無い場合

No	サービス種類	「令和3年9月30日までの上乗せ分」の算定対象（算定構造ベース）
7	経過的生活介護	基本部分 ・「イ 知的障害児の場合」～「ホ 肢体不自由児の場合」 ※以下注書きの加減算含む ・地方公共団体が設置する指定障害児入所施設の場合 ・利用者の数が利用定員を超える場合 ・入所支援計画が作成されない場合
8	短期入所	基本部分 ・「イ 福祉型短期入所サービス費」～「ホ 基準該当短期入所サービス費」 ※以下注書きの加減算含む ・利用者の数が利用定員を超える場合 ・従業者の員数が基準に満たない場合 ・大規模減算
9	重度障害者等包括支援	基本部分 ・「イ 居宅介護、・・・、自立生活援助」～「ハ 共同生活援助（外部サービス利用型を除く）」 ※以下注書きの加減算含む ・2人の従業者による場合 ・夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合
10	施設入所支援	基本部分 ・「イ 定員40人以下」～「ニ 定員81人以上」 ※以下注書きの加減算含む ・地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合 ・利用者の数が利用定員を超える場合 ・生活支援員の員数が基準に満たない場合 ・施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合 ・配置されている栄養士が非常勤の場合 ・栄養士が配置されていない場合
11	経過的施設入所支援	基本部分 ・「イ 知的障害児の場合」～「ホ 肢体不自由児の場合」 ※以下注書きの加減算含む ・地方公共団体が設置する指定障害児入所施設の場合 ・利用者の数が利用定員を超える場合 ・入所支援計画が作成されない場合
12	自立訓練（機能訓練）	基本部分 ・「イ 機能訓練サービス費（Ⅰ）」～「ニ 基準該当機能訓練サービス費」 ※以下注書きの加減算含む ・地方公共団体が設置する指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設の場合 ・利用者の数が利用定員を超える場合 ・看護職員、理学療法士若しくは作業療法士又は生活支援員の員数が基準に満たない場合 ・サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合 ・自立訓練（機能訓練）計画等が作成されていない場合 ・標準利用期間超過減算
13	自立訓練（生活訓練）	基本部分 ・「イ 生活訓練サービス費（Ⅰ）」～「ヘ 基準該当生活訓練サービス費」 ※以下注書きの加減算含む ・地方公共団体が設置する指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設の場合 ・利用者の数が利用定員を超える場合 ・生活支援員又は地域移行支援員の員数が基準に満たない場合 ・サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合 ・自立訓練（生活訓練）計画等が作成されていない場合 ・標準利用期間超過減算
14	宿泊型自立訓練	基本部分 ・「ハ 生活訓練サービス費（Ⅲ）」～「ニ 生活訓練サービス費（Ⅳ）」 ※以下注書きの加減算含む ・利用者の数が利用定員を超える場合 ・生活支援員又は地域移行支援員の員数が基準に満たない場合 ・サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合 ・自立訓練（生活訓練）計画等が作成されていない場合

No	サービス種類	「令和3年9月30日までの上乗せ分」の算定対象（算定構造ベース）
15	就労移行支援	<p>基本部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イ 就労移行支援サービス費（Ⅰ） <p>※以下注書きの加減算含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合 ・利用者の数が利用定員を超える場合 ・職業指導員若しくは生活支援員又は就労支援員の員数が基準に満たない場合 ・サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合 ・就労移行支援計画等が作成されていない場合 ・標準利用期間超過減算
16	就労移行支援（養成）	<p>基本部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロ 就労移行支援サービス費（Ⅱ） <p>※以下注書きの加減算含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合 ・利用者の数が利用定員を超える場合 ・職業指導員若しくは生活支援員又は就労支援員の員数が基準に満たない場合 ・サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合 ・就労移行支援計画等が作成されていない場合 ・標準利用期間超過減算
17	就労継続支援A型	<p>基本部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「イ 就労継続支援A型サービス費（Ⅰ）」～「ロ 就労継続支援A型サービス費（Ⅱ）」 <p>※以下注書きの加減算含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合 ・利用者の数が利用定員を超える場合 ・職業指導員又は生活支援員の員数が基準に満たない場合 ・サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合 ・就労継続支援A型計画等が作成されていない場合 ・自己評価未公表減算
18	就労継続支援B型	<p>基本部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「イ 就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）（7.5:1）」～「ホ 基準該当就労継続支援B型サービス費」 <p>※以下注書きの加減算含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が設置する指定就労継続支援B型事業所等の場合 ・利用者の数が利用定員を超える場合 ・職業指導員又は生活支援員の員数が基準に満たない場合 ・サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合 ・就労継続支援B型計画等が作成されていない場合
19	就労定着支援	<p>基本部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「イ 利用者数20人以下」～「ハ 利用者数41人以上」 <p>※以下注書きの加減算含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労定着支援員の員数が基準に満たない場合 ・サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合 ・就労定着支援計画が作成されていない場合
20	自立生活援助	<p>基本部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「イ 自立生活援助サービス費（Ⅰ）」～「ロ 自立生活援助サービス費（Ⅱ）」 <p>※以下注書きの加減算含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合 ・自立生活援助計画が作成されていない場合 ・標準利用期間超過減算
21	共同生活援助	<p>基本部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「イ 共同生活援助サービス費（Ⅰ）」～「ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）」 ・「イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）」～「へ 個人単位で居宅介護等を利用する場合（特例）」 ・「イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ）」～「ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅴ）」 ・「受託居宅介護サービス費」 <p>※以下注書きの加減算含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模住居等減算 ・世話人又は生活支援員の員数が基準に満たない場合（世話人の員数が基準に満たない場合） ・サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合 ・共同生活援助計画（日中サービス支援型共同生活援助計画、外部サービス利用型共同生活援助計画）が作成されていない場合

No	サービス種類	「令和3年9月30日までの上乗せ分」の算定対象（算定構造ベース）
22	計画相談支援	基本部分 ・「イ サービス利用支援費」～「ロ 継続サービス利用支援費」 ※以下注書きの加減算含む ・居宅介護支援費重複減算Ⅰ ・居宅介護支援費重複減算Ⅱ ・介護予防支援費重複減算
23	障害児相談支援	基本部分 ・「イ 障害児支援利用援助費」～「ロ 継続障害児支援利用援助費」
24	地域移行支援	基本部分 ・「地域移行支援サービス費」
25	地域定着支援	基本部分 ・「地域定着支援サービス費」
26	福祉型障害児入所支援	基本部分 ・「イ 知的障害児の場合」～「ホ 肢体不自由児の場合」 ※以下注書きの加減算含む ・地方公共団体が設置する指定障害児入所施設の場合 ・利用者の数が利用定員を超える場合 ・入所支援計画が作成されない場合
27	医療型障害児入所支援	基本部分 ・「イ 医療型障害児入所施設で行う場合」～「ニ 指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合」 ※以下注書きの加減算含む ・地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合 ・利用者の数が利用定員を超える場合 ・入所支援計画が作成されない場合
28	児童発達支援	基本部分 ・「イ 障害児（難聴児、重症心身障害児を除く）の場合」～「ト 基準該当児童発達支援給付費」 ※以下注書きの加減算含む ・地方公共団体が設置する場合 ・利用者の数が利用定員を超える場合 ・配置すべき従業者（児童発達支援管理責任者を除く）の員数が基準に満たない場合 ・児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合 ・通所支援計画が作成されない場合 ・開所時間減算 ・自己評価結果等未公表減算
29	医療型児童発達支援	基本部分 ・「イ 肢体不自由児の場合」～「ニ 重症心身障害児の場合」 ※以下注書きの加減算含む ・地方公共団体が設置する医療型児童発達支援センターの場合 ・利用者の数が利用定員を超える場合 ・通所支援計画が作成されない場合 ・開所時間減算
30	放課後等デイ	基本部分 ・「イ 障害児（重症心身障害児を除く）に授業終了後に行う場合」～「ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費」 ※以下注書きの加減算含む ・利用者の数が利用定員を超える場合 ・配置すべき従業者（児童発達支援管理責任者を除く）の員数が基準に満たない場合 ・児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合 ・通所支援計画が作成されない場合 ・開所時間減算 ・自己評価結果等未公表減算
31	居宅訪問型児童発達支援	基本部分 ・「居宅訪問型児童発達支援給付費」 ※以下注書きの加減算含む ・専門職員が支援を行う場合 ・児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合 ・通所支援計画が作成されない場合

No	サービス種類	「令和3年9月30日までの上乗せ分」の算定対象（算定構造ベース）
32	保育所等訪問支援	基本部分 ・「保育所等訪問支援給付費」 ※以下注書きの加減算含む ・専門職員が支援を行う場合 ・児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合 ・通所支援計画が作成されない場合 ・一人の訪問支援員が複数の障害児に支援した場合